

## 訪問看護ステーションゆらりん運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社リンデンが開設する訪問看護ステーションゆらりん(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (指定訪問看護事業運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復をめざして支援する。

(2)事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (指定介護予防訪問看護事業の方針)

第3条 ステーションの看護師らは、要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態になることの予防若しくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者の心身の機能の維持又は向上を目指すものとする。

(2)事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションゆらりん
- ② 所在地 神奈川県川崎市麻生区岡上4丁目2番26号

### (職員の職種、員数、および職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤、看護職員と兼務)  
所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。  
但し、支障のない範囲でステーションの他の職務にも従事する。
- ② 看護職員 保健師/看護師/准看護師 15名以上(内5名以上は常勤)  
訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。

- ③ 理学/作業療法士 5名以上(内1名以上は常勤)  
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。
- ④ 事務職員 2名(常勤兼務2名)  
事務所の運営に必要な事務を担当する。

(営業日および営業時間)

第6条 ステーションの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜から土曜日(祝日を含む)までとする。  
但し 12/30～1/3 は除く
- ② 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- ③ 連絡体制 24時間常時、電話による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする

- ① 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持、
- ③ 食事および排泄等の日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症・精神障害者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導および相談
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(実施地域)

第8条 神奈川県川崎市麻生区・多摩区・宮前区、 横浜市青葉区・緑区、  
東京都稲城市、町田市、多摩市 とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変やその他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡困難な場合は、救急搬送などの必要な処置を講じるものとする。

- (2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 10 条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問看護が法定代理受理サービスである時には、その 1 割もしくは 2 割、3 割の額とする。支給限度基準額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

(2) 第 8 条の通常の実施地域を超えて行う訪問看護に要した交通費は、その地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①実施地域を超えた地点から 2 k m 未満                      300 円

②実施地域を超えた地点から 2 k m 以上                      500 円

(3) 各医療保険法に基づく指定訪問看護については、厚生労働大臣が定める基準により、利用者が負担する額とする。

(4) 費用の詳細や、その他の利用料については別途定める料金表による説明を行い、同意を得るものとする。

(個人情報の保護について)

第 11 条 訪問看護の活動を行う上で知り得た利用者またはその家族の個人情報について

「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(2) 利用者またはその家族の個人情報については、訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(苦情への対応方法)

第 12 条 訪問看護の提供等に係る利用者または家族からの苦情の申し立て、また相談があった場合は、迅速かつ適切に対応するため、苦情担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者または家族に説明するものとする。

(2) 市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応について)

第 13 条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い訪問看護を提供するために、訪問看護の安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組むものとする。

(2) 訪問看護の提供等により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡をし、必要な措置を講じる

ものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。
- (2) 成年後見制度の利用を支援すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施すること。
- (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(感染症対策に関する事項)

第 15 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 16 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図る為研究、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後 4 カ月以内
- ②継続研修 年 2 回

- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者及び利用者家族の情報を外に漏らしてはならない。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び利用者家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容にも含むものとする。
- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社リンデンとステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則     この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。  
            この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正施行する。  
            この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から一部改正施行する。  
            この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から一部改正施行する。  
            この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。  
            この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から一部改正施行する。  
            この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から一部改正施行する。  
            この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から一部改正施行する。  
            この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から一部改正施行する。  
            この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改正施行する。

# 訪問看護ステーションゆらりん 利用料金表(介護保険)1割負担

令和6年6月1日改正

| サービス内容                     |         | 単位数(利用者負担額)                                                                        |          | 備考                                                                                             |                      |
|----------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 基本サービス費                    |         | 要介護                                                                                |          | 要支援                                                                                            | 注意事項                 |
| 20分未満                      |         | 314単位/回                                                                            | (350円)   | 303単位/回                                                                                        | (337円) 週に1回以上20分の看護  |
| 30分未満                      |         | 471単位/回                                                                            | (524円)   | 451単位/回                                                                                        | (502円)               |
| 30分以上60分未満                 |         | 823単位/回                                                                            | (916円)   | 794単位/回                                                                                        | (883円)               |
| 60分以上90分未満                 |         | 1,128単位/回                                                                          | (1,255円) | 1,090単位/回                                                                                      | (1,212円)             |
| 理学療法士等<br>による<br>訪問看護      | 1回(20分) | 294単位/回                                                                            | (327円)   | 284単位/回                                                                                        | (316円)               |
|                            | 2回(40分) | 588単位                                                                              | (654円)   | 568単位/回                                                                                        | (632円)               |
|                            | 3回(60分) | 795単位                                                                              | (884円)   | 90/100を乗じる                                                                                     |                      |
| 緊急時訪問看護加算                  |         | 600単位/月                                                                            | (668円)   | 24時間対応体制の同意を得て契約した場合に月に1回算定                                                                    |                      |
| 特別管理加算(Ⅰ)                  |         | 500単位/月                                                                            | (556円)   | ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態<br>・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 |                      |
| 特別管理加算(Ⅱ)                  |         | 250単位/月                                                                            | (278円)   | ・在宅酸素療法指導管理、血液透析指導管理等を受けている状態<br>・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態<br>・真皮を超える褥瘡の状態                          |                      |
| 初回加算                       |         | I 350単位/月                                                                          | (390円)   | 退院日に新規に訪問看護を提供した月に算定                                                                           |                      |
|                            |         | II 300単位/月                                                                         | (334円)   | 新規に訪問看護を提供した月に算定                                                                               |                      |
| 退院時共同指導加算                  |         | 600単位/回                                                                            | (668円)   | 入院中に看護師等が医療機関と共同で在宅での療養上必要な指導を行った場合、初回の訪問看護の際に算定                                               |                      |
| ターミナルケア加算                  |         | 2,500単位/死亡月                                                                        | (2,780円) | 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護の提供を受けている場合                                                             |                      |
| 長時間訪問看護加算                  |         | 300単位/回                                                                            | (334円)   | 特別管理加算対象のご利用者に90分以上の訪問看護を行った場合に算定                                                              |                      |
| 複数名訪問看護加算                  |         | 30分未満 254単位/回                                                                      | (283円)   | 看護補助者との訪問                                                                                      | 30分未満 201単位/回 (224円) |
|                            |         | 30分以上 402単位/回                                                                      | (447円)   |                                                                                                | 30分以上 317単位/回 (353円) |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)            |         | 6単位/回                                                                              | (7円)     | 指定訪問看護を行った場合に1回につき算定                                                                           |                      |
| 夜間・早朝加算<br>(18時～22時・6時～8時) |         | 所定単位数×25%                                                                          |          | 夜間・早朝・深夜に訪問看護サービスを提供した場合、所定時間に応じて所定単位数を算定<br>(緊急時訪問看護加算の対象者については1月以内の2回目以降に加算)                 |                      |
| 深夜加算(22時～6時)               |         | 所定単位数×50%                                                                          |          |                                                                                                |                      |
| 利用者負担額の計算方法                |         | 1か月のサービス合計単位数×11.12(川崎市の地域加算)=〇〇円(1円未満切り捨て)<br>〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) |          |                                                                                                |                      |

※特別管理加算及び緊急時訪問看護加算、サービス提供体制加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※利用者負担額は利用料の1割ですが、区分支給限度基準額を超えてしまう場合は、超過分は全額自己負担となる場合があります。

※理学療法士等による訪問看護は、前年度の訪問回数が看護師訪問より上回っている場合、減算対象(-8単位)となります。

※緊急時訪問看護加算の契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせしますので、24時間電話連絡が可能です。  
状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応致します。

## その他の費用

|         |                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通費     | 通常実施地域(川崎市麻生区・多摩区・宮前区、横浜市青葉区・緑区、東京都町田市・稲城市・多摩市)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は交通費がかかります。<br>公共交通機関利用の場合：実費<br>車の場合：通常実施地域を超えて片道2km未満300円、2km以上500円 |
| ご遺体のケア料 | 15,000円                                                                                                                                          |
| キャンセル料  | 前日の午後5時までに連絡いただければ、予定された訪問を変更・中止できます。前日午後5時以降のキャンセルにつきましては、3,000円のキャンセル料が発生いたします。                                                                |



## 訪問看護ステーションゆらりん 利用料金表(介護保険)2割負担

令和6年6月1日改正

| サービス内容                     |         | 単位数(利用者負担額)                                                                        |          | 備考                                                                                             |               |              |
|----------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------|
| 基本サービス費                    |         | 要介護                                                                                |          | 要支援                                                                                            | 注意事項          |              |
| 20分未満                      |         | 314単位/回                                                                            | (699円)   | 303単位/回                                                                                        | (674円)        | 週に1回以上20分の看護 |
| 30分未満                      |         | 471単位/回                                                                            | (1,048円) | 451単位/回                                                                                        | (1,003円)      |              |
| 30分以上60分未満                 |         | 823単位/回                                                                            | (1,831円) | 794単位/回                                                                                        | (1,766円)      |              |
| 60分以上90分未満                 |         | 1,128単位/回                                                                          | (2,509円) | 1,090単位/回                                                                                      | (2,424円)      |              |
| 訪問看護<br>による<br>理学療法士等      | 1回(20分) | 294単位/回                                                                            | (654円)   | 284単位/回                                                                                        | (632円)        |              |
|                            | 2回(40分) | 588単位                                                                              | (1,308円) | 568単位/回                                                                                        | (1,264円)      |              |
|                            | 3回(60分) | 795単位                                                                              | (1,768円) |                                                                                                |               | 90/100を乗じる   |
| 緊急時訪問看護加算                  |         | 600単位/月                                                                            | (1,335円) | 24時間対応体制の同意を得て契約した場合に月に1回算定                                                                    |               |              |
| 特別管理加算(Ⅰ)                  |         | 500単位/月                                                                            | (1,112円) | ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態<br>・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 |               |              |
| 特別管理加算(Ⅱ)                  |         | 250単位/月                                                                            | (556円)   | ・在宅酸素療法指導管理、血液透析指導管理等を受けている状態<br>・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態<br>・真皮を超える褥瘡の状態                          |               |              |
| 初回加算                       |         | I 350単位/月                                                                          | (779円)   | 退院日に新規に訪問看護を提供した月に算定                                                                           |               |              |
|                            |         | II 300単位/月                                                                         | (668円)   | 新規に訪問看護を提供した月に算定                                                                               |               |              |
| 退院時共同指導加算                  |         | 600単位/回                                                                            | (1,335円) | 入院中に看護師等が医療機関と共同で在宅での療養上必要な指導を行った場合、初回の訪問看護の際に算定                                               |               |              |
| ターミナルケア加算                  |         | 2,500単位/死亡月                                                                        | (5,560円) | 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護の提供を受けている場合                                                             |               |              |
| 長時間訪問看護加算                  |         | 300単位/回                                                                            | (668円)   | 特別管理加算対象のご利用者に90分以上の訪問看護を行った場合に算定                                                              |               |              |
| 複数名訪問看護加算                  |         | 30分未満 254単位/回                                                                      | (565円)   | 看護補助者との訪問                                                                                      | 30分未満 201単位/回 | (447円)       |
|                            |         | 30分以上 402単位/回                                                                      | (894円)   |                                                                                                | 30分以上 317単位/回 | (705円)       |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)            |         | 6単位/回                                                                              | (14円)    | 指定訪問看護を行った場合に1回につき算定                                                                           |               |              |
| 夜間・早朝加算<br>(18時～22時・6時～8時) |         | 所定単位数×25%                                                                          |          | 夜間・早朝・深夜に訪問看護サービスを提供した場合、所定時間に応じて所定単位数を算定<br>(緊急時訪問看護加算の対象者については1月以内の2回目以降に加算)                 |               |              |
| 深夜加算(22時～6時)               |         | 所定単位数×50%                                                                          |          |                                                                                                |               |              |
| 利用者負担額の計算方法                |         | 1か月のサービス合計単位数×11.12(川崎市の地域加算)=〇〇円(1円未満切り捨て)<br>〇〇円-(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) |          |                                                                                                |               |              |

※特別管理加算及び緊急時訪問看護加算、サービス提供体制加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※利用者負担額は利用料の2割ですが、区分支給限度基準額を超えてしまう場合は、超過分は全額自己負担となる場合があります。

※理学療法士等による訪問看護は、前年度の訪問回数が看護師訪問より上回っている場合、減算対象(-8単位)となります。

※緊急時訪問看護加算の契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせしますので、24時間電話連絡が可能です。  
状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応致します。

## その他の費用

|         |                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通費     | 通常実施地域(川崎市麻生区・多摩区・宮前区、横浜市青葉区・緑区、東京都町田市・稲城市・多摩市)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は交通費がかかります。<br>公共交通機関利用の場合：実費<br>車の場合：通常実施地域を超えて片道2km未満300円、2km以上500円 |
| ご遺体のケア料 | 15,000円                                                                                                                                          |
| キャンセル料  | 前日の午後5時までに連絡いただければ、予定された訪問を変更・中止できます。前日午後5時以降のキャンセルにつきましては、3,000円のキャンセル料が発生いたします。                                                                |

訪問看護ステーションゆらりん 利用料金表(介護保険)3割負担

令和6年6月1日改正

| サービス内容                     |         | 単位数(利用者負担額)                                                                        |          | 備考                                                                                             |                        |
|----------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 基本サービス費                    |         | 要介護                                                                                |          | 要支援                                                                                            | 注意事項                   |
| 20分未満                      |         | 314単位/回                                                                            | (1,048円) | 303単位/回                                                                                        | (1,011円) 週に1回以上20分の看護  |
| 30分未満                      |         | 471単位/回                                                                            | (1,572円) | 451単位/回                                                                                        | (1,505円)               |
| 30分以上60分未満                 |         | 823単位/回                                                                            | (2,746円) | 794単位/回                                                                                        | (2,649円)               |
| 60分以上90分未満                 |         | 1,128単位/回                                                                          | (3,763円) | 1,090単位/回                                                                                      | (3,636円)               |
| 訪問看護<br>による<br>理学療法士等      | 1回(20分) | 294単位/回                                                                            | (981円)   | 284単位/回                                                                                        | (948円)                 |
|                            | 2回(40分) | 588単位                                                                              | (1,962円) | 568単位/回                                                                                        | (1,895円)               |
|                            | 3回(60分) | 795単位                                                                              | (2,652円) | 90/100を乗じる                                                                                     |                        |
| 緊急時訪問看護加算                  |         | 600単位/月                                                                            | (2,002円) | 24時間対応体制の同意を得て契約した場合に月に1回算定                                                                    |                        |
| 特別管理加算(Ⅰ)                  |         | 500単位/月                                                                            | (1,668円) | ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態<br>・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 |                        |
| 特別管理加算(Ⅱ)                  |         | 250単位/月                                                                            | (834円)   | ・在宅酸素療法指導管理、血液透析指導管理等を受けている状態<br>・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態<br>・真皮を超える褥瘡の状態                          |                        |
| 初回加算                       |         | I 350単位/月                                                                          | (1,168円) | 退院日に新規に訪問看護を提供した月に算定                                                                           |                        |
|                            |         | Ⅱ 300単位/月                                                                          | (1,001円) | 新規に訪問看護を提供した月に算定                                                                               |                        |
| 退院時共同指導加算                  |         | 600単位/回                                                                            | (2,002円) | 入院中に看護師等が医療機関と共同で在宅での療養上必要な指導を行った場合、初回の訪問看護の際に算定                                               |                        |
| ターミナルケア加算                  |         | 2,500単位/死亡月                                                                        | (8,340円) | 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護の提供を受けている場合                                                             |                        |
| 長時間訪問看護加算                  |         | 300単位/回                                                                            | (1,001円) | 特別管理加算対象のご利用者に90分以上の訪問看護を行った場合に算定                                                              |                        |
| 複数名訪問看護加算                  |         | 30分未満 254単位/回                                                                      | (848円)   | 看護補助者との訪問                                                                                      | 30分未満 201単位/回 (671円)   |
|                            |         | 30分以上 402単位/回                                                                      | (1,341円) |                                                                                                | 30分以上 317単位/回 (1,058円) |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)            |         | 6単位/回                                                                              | (20円)    | 指定訪問看護を行った場合に1回につき算定                                                                           |                        |
| 夜間・早朝加算<br>(18時～22時・6時～8時) |         | 所定単位数×25%                                                                          |          | 夜間・早朝・深夜に訪問看護サービスを提供した場合、所定時間に<br>応じて所定単位数を算定<br>(緊急時訪問看護加算の対象者については1月以内の2回目以降に加算)             |                        |
| 深夜加算(22時～6時)               |         | 所定単位数×50%                                                                          |          |                                                                                                |                        |
| 利用者負担額の計算方法                |         | 1か月のサービス合計単位数×11.12(川崎市の地域加算)=〇〇円(1円未満切り捨て)<br>〇〇円-(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) |          |                                                                                                |                        |

※特別管理加算及び緊急時訪問看護加算、サービス提供体制加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※利用者負担額は利用料の3割ですが、区分支給限度基準額を超えてしまう場合は、超過分は全額自己負担となる場合があります。

※理学療法士等による訪問看護は、前年度の訪問回数が看護師訪問より上回っている場合、減算対象(-8単位)となります。

※緊急時訪問看護加算の契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせしますので、24時間電話連絡が可能です。  
状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応致します。

その他の費用

|         |                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通費     | 通常実施地域(川崎市麻生区・多摩区・宮前区、横浜市青葉区・緑区、東京都町田市・稲城市・多摩市)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は交通費がかかります。<br>公共交通機関利用の場合：実費<br>車の場合：通常実施地域を超えて片道2km未満300円、2km以上500円 |
| ご遺体のケア料 | 15,000円                                                                                                                                          |
| キャンセル料  | 前日の午後5時までに連絡いただければ、予定された訪問を変更・中止できます。前日午後5時以降のキャンセルにつきましては、3,000円のキャンセル料が発生いたします。                                                                |



訪問看護ステーションゆらりん 利用料金表(医療保険対応)

令和6年6月1日改定

※身体障害者や特定疾患の医療受給者など、公費対象の方は利用金額が免除もしくは減額されます。

訪問看護に要する費用の種類と金額

| 基本利用療養費           |                                      | 1割負担                                     |                       | 2割負担                                     |                       | 3割負担                                     |                       |
|-------------------|--------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------|-----------------------|
| 基本療養費(Ⅰ)          | 看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(1日につき)         | 週3日までの訪問<br>555円                         | 週4日目以降の訪問<br>655円     | 週3日までの訪問<br>1,110円                       | 週4日目以降の訪問<br>1,310円   | 週3日までの訪問<br>1,665円                       | 週4日目以降の訪問<br>1,965円   |
| 基本療養費(Ⅲ)          | 入院中に試験外泊される方への訪問看護                   | 850円                                     |                       | 1,700円                                   |                       | 2,550円                                   |                       |
| 機能強化型訪問看護管理療養費(Ⅰ) | 月初めの料金<br>月2回目以降                     | 月1日目：1,323円/日<br>月2日目以降：300円/日           |                       | 月1日目：2,646円/日<br>月2日目以降：600円/日           |                       | 月1日目：3,969円/日<br>月2日目以降：900円/日           |                       |
| 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)   | 看護師・作業療法士                            | 週3日まで30分未満訪問<br>555円                     | 週4日目以降の訪問<br>655円     | 週3日まで30分未満訪問<br>1,110円                   | 週4日目以降の訪問<br>1,310円   | 週3日まで30分未満訪問<br>1,665円                   | 週4日目以降の訪問<br>1,965円   |
| 24時間対応体制加算        | 契約頂く方には専用の電話番号をお知らせします               | 680円/月                                   |                       | 1,380円/月                                 |                       | 2,040円/月                                 |                       |
| 特別管理加算            | 特別な管理を必要とする方                         | 250円または500円/月                            |                       | 500円または1,000円/月                          |                       | 750円または1500円/月                           |                       |
| 緊急訪問看護加算          | 在宅療養支援病院・診療所の指示による訪問                 | 1日1回限り 月14日まで 265円<br>1日1回限り 月15日以降 200円 |                       | 1日1回限り 月14日まで 530円<br>1日1回限り 月15日以降 400円 |                       | 1日1回限り 月14日まで 795円<br>1日1回限り 月15日以降 600円 |                       |
| 難病等複数回訪問加算        | 1日に複数回訪問                             | 1日2回 450円<br>1日3回以上 800円                 |                       | 1日2回 900円<br>1日3回以上 1,600円               |                       | 1日2回 1,350円<br>1日3回以上 2,400円             |                       |
| 長時間訪問看護加算         | 1時間30分を超えた場合<br>週1回限り ※2             | 520円                                     |                       | 1,040円                                   |                       | 1,560円                                   |                       |
| 乳幼児加算             | 6歳未満                                 | 厚生労働大臣が定めるもの 180円/日<br>上記以外の場合 130円/日    |                       | 厚生労働大臣が定めるもの 360円/日<br>上記以外の場合 260円/日    |                       | 厚生労働大臣が定めるもの 540円/日<br>上記以外の場合 390円/日    |                       |
| 複数名訪問看護加算         | 週1回(ただし、看護補助者と同時訪問は週3回)              | 450円<br>300円 (看護補助者)                     |                       | 900円<br>600円 (看護補助者)                     |                       | 1,350円<br>900円 (看護補助者)                   |                       |
|                   | 精神科の訪問看護                             | 450円 900円 1,450円<br>300円(看護補助者)          | 1日1回 1日2回 1日3回<br>週1回 | 900円 1,800円 2,900円<br>600円(看護補助者)        | 1日1回 1日2回 1日3回<br>週1回 | 1,350円、2,700円、4,350円<br>900円(看護補助者)      | 1日1回 1日2回 1日3回<br>週1回 |
| 退院時共同指導加算         | 退院前に病院職員とカンファレンスを行った場合               | 800円/回                                   |                       | 1,600円/回                                 |                       | 2,400円/回                                 |                       |
| 特別管理指導加算          | 特別な管理が必要な方に退院時共同指導を行った場合             | 200円/回                                   |                       | 400円/回                                   |                       | 600円/回                                   |                       |
| 退院支援指導加算          | 退院日に訪問看護が必要な方へ、退院日に訪問した場合            | 600円/退院日の訪問1回                            |                       | 1,200円/退院日の訪問1回                          |                       | 1,800円/退院日の訪問1回                          |                       |
| 早朝・夜間加算           | 6時～8時・18時～22時                        | 210円                                     |                       | 420円                                     |                       | 630円                                     |                       |
| 深夜加算              | 22時～6時まで                             | 420円                                     |                       | 840円                                     |                       | 1,260円                                   |                       |
| 在宅患者連携指導加算        | 医療機関との情報共有を行い療養の指導を行った場合             | 300円(月1回)                                |                       | 600円(月1回)                                |                       | 900円(月1回)                                |                       |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | 医療機関や介護支援専門員と患者家でカンファレンスを行い、指導を行った場合 | 200円(月2回まで)                              |                       | 400円(月2回まで)                              |                       | 600円(月2回まで)                              |                       |
| ターミナル療養費          | 終末期の看護                               | 2,500円(死亡月に算定)                           |                       | 5,000円(死亡月に算定)                           |                       | 7,500円(死亡月に算定)                           |                       |
| 情報提供療養費           | 市区町村に保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合           | 150円(月1回)                                |                       | 300円(月1回)                                |                       | 450円(月1回)                                |                       |
| ベースアップ評価料         | 医療従事者の賃金改善                           | 78円                                      |                       | 156円                                     |                       | 234円                                     |                       |
| 医療DX情報活用加算        | オンライン資格確認                            | 5円                                       |                       | 10円                                      |                       | 15円                                      |                       |

※1 厚生労働大臣の定める疾病の方や癌末期の方、急性憎悪期で特別訪問看護指示書の交付を受けた方、週4日以上が訪問が出来ます。

※2 超重症児・準超重症児で特別管理加算を算定している方は週3回訪問できます。

その他の費用

|             |                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通費         | 公共交通機関の利用の場合：実費<br>車の場合：3km圏内150円、3km以上300円、以後1km超える毎に100円追加<br>看護小規模多機能、KIDSゆらりんを併用してご利用の方は、交通費はかかりません。 |
| 自費による看護サービス | 外出付き添いや入院中の外泊時など 10,000円/時間                                                                              |
| ご遺体のケア料     | 15,000円                                                                                                  |
| キャンセル料      | 前日の午後5時までに連絡いただければ、予定された訪問を変更・中止できます。<br>前日5時以降のキャンセルについては、3,000円のキャンセル料が発生いたします。                        |